

第三次湯河原町子ども読書活動推進計画(案)  
～豊かな心を育てる子ども読書～



ゆたぽんファイブ  
ゆがれり 読書

湯河原町教育委員会



## — 目 次 —

### 第1章 第三次計画策定にあたって

- 1 子どもの読書活動の意義…………… 1
- 2 計画策定の背景…………… 1
- 3 計画の位置づけ…………… 2
- 4 基本方針…………… 2
- 5 計画の期間…………… 2
- 6 計画の対象となる子どもの年齢…………… 2

### 第2章 第二次計画の検証

- 1 家庭における取組…………… 3
- 2 保育園、幼稚園における取組…………… 3
- 3 学校における取組…………… 4
- 4 町立図書館における取組…………… 4
- 5 ボランティアによる取組…………… 5
- 6 関係機関、団体等の連携、協力による取組…………… 5

### 第3章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 取組の重点…………… 6
  - (1) 学校図書館の活性化
  - (2) うちどく（家読）の推進
  - (3) 本を選ぶ力の育成
- 2 具体的な方策…………… 7
  - (1) 家庭への取組
  - (2) 学校等における取組
    - ア 保育園、幼稚園
    - イ 小、中学校
  - (3) 地域における取組
    - ア 町立図書館
    - イ その他
  - (4) 関係機関、団体等の連携、協力

### 参考資料

- 1 平成28年度湯河原町子ども読書調査結果…………… 11
- 2 子どもの読書活動の推進に関する法律…………… 15
- 3 湯河原町子ども読書推進協議会規約…………… 17
- 4 湯河原町子ども読書推進協議会委員会名簿…………… 18

# 第1章 第三次計画の策定にあたって

## 1 子どもの読書活動の意義

インターネットやスマートフォン等のメディアの急速な普及により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。容易に得られる情報は利便性を向上させましたが、一方で子どもたちの活字離れ、読書離れの傾向が指摘されています。

第61回学校読書調査（全国学校図書館協議会、毎日新聞社 平成27年6月実施）では、一か月に読んだ本の冊数は小学4～6年生で4年連続10冊以上、中学生はここ数年4冊前後と横ばい状態ではあるものの、学齢が上がるごとに読書冊数は減っているとしています。

子どもの読書活動は、心の成長に大きな影響を与えてくれます。感動的な本と出会う体験を重ねることによって感性が磨かれ、創造力や表現力が豊かになり、コミュニケーション能力も高まります。子どもが人生をより深く生きていく上で大きな役割を果たすものです。子どもが自ら本を選び、読書を楽しむ習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校、図書館、地域及び関係機関等が協力し合い、子ども読書活動を推進していくことが必要です。

## 2 計画策定の背景

本町の子ども読書調査（平成28年6月実施、以下「子ども読書調査」という。）では、一か月に本を一冊も読まなかったとする不読者率が、前回調査時（平成24年実施、小学3～4年生11%、中学生24%）と比べ小学生で4ポイント、中学生では24ポイントも減少しました。これは、学校における「朝読書」等の普及によるものと思われませんが、読みたい本を選ぶ方法をたずねると、小学生、中学生とも「表紙や本の題名」で選ぶという答えが一番多くなっています。表紙の絵柄や題名など外見的なイメージだけでなく、その内容によって本を選び、読書の楽しさや新たな発見をすることは、子どもたちが、読書の習慣を身につける上で大切なものです。

本町では平成19年3月に策定した「豊かな心を育てる子ども読書～湯河原町子ども読書活動推進計画～」（以下「第一次計画」という。）及び平成24年に策定した「第二次湯河原町子ども読書活動推進計画～豊かな心を育てる子ども読書～」（以下「第二次計画」という。）により、家庭、学校及び地域のさまざまな場面で多くの団体及び関連機関と連携を図りながら、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。第二次計画期間の終了にあたり、この5年間の取組を検証し、また、施策の進捗状況及び諸情勢の変化等を踏まえ、「第三次湯河原町子ども読

書活動推進計画～豊かな心を育てる子ども読書～」(以下「第三次計画」という。)を策定することとしました。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)第9条第2項の規定に基づくものであり、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」(平成25年5月)及び「かながわ読書のススメ～第三次神奈川県子ども読書活動推進計画～」(平成26年4月)を基本とし策定するものです。また、「ゆがわら2011プラン(後期基本計画)」(平成28年度～平成32年度)との整合を図り、今後の湯河原町における子どもの読書活動を総合的に推進するための方向性と施策を示すものです。

### 4 基本方針

本計画は、第二次計画の基本的な考え方を引き継ぎ、次の3つを基本方針として子どもの読書活動の推進を目指します。

#### (1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と環境づくり

様々な機会をとおして子どもと本をつなぎ、生活の中に読書が根付くよう、子どもを取り巻く読書環境を整備します。

#### (2) 関係機関、団体等の連携と協働による取組の推進

家庭、学校及び地域を通じた町全体での取組を進めるために、関係機関・団体等がそれぞれの役割を果たしつつ、相互の連携、協力のもと取組を推進します。

#### (3) 子どもの読書活動への関心と理解の普及、啓発

保護者、教職員及び保育士等、子どもに身近な大人をはじめ、町民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、あらゆる機会をとらえ、読書活動の意義や重要性について普及、啓発を図ります。

### 5 計画の期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

### 6 計画の対象となる子どもの年齢

0歳からおおむね18歳までとします。

## 第2章 第二次計画の検証

この5年間の取組の成果と課題を検証することにより、今後の町における子どもの読書活動推進の方向性を明らかにします。

### 1 家庭における取組

生後4か月の健診で実施しているブックスタート(\*1)事業、小学校1年生へのセカンドブック(\*2)事業は読書活動のきっかけ作りとして子どもを持つ家庭に広く認識されるようになりました。また、マタニティクラスや家庭教育学級等において、保護者へ子どもの読書活動の大切さを伝える機会を提供しました。しかし、「子ども読書調査」では「家の人に本を読んでもらったことがない」という小学4～6年生が8%、中学生は11%いました。

また、小学1～3年生の保護者への質問では読み聞かせをしなかったという回答が51%となっています。これは、小学生になったら本は自分で読むものと考え保護者が多くなったものと思われそうですが、家庭における余暇の過ごし方が多様になり、保護者が子どもと一緒に本を読んだり、保護者自身が読書する機会が少なくなっているのではないかと思います。子どもの読書活動の意義や重要性がさらに理解され、家庭での読書習慣があたりまえとなるような丁寧な取組をしていく必要があります。

\*1 ブックスタート…自治体が行う乳幼児健診の場などを利用して、赤ちゃんとその保護者に絵本をプレゼントし、絵本を介して心触れあうひとときをもつきっかけを作るとともに、読書への入り口とする活動。1922年にイギリスのパーミンガムで始まった取組で、湯河原町では平成15年から4か月健診時に図書館司書による読み聞かせの説明とともに実施している。

\*2 セカンドブック…小学校の新入生を対象に、おすすめの本20冊のリストの中から好きな本を自由に1冊選んでもらい、プレゼントする事業。ブックスタートに続く事業として、親子で読書について話し合うきっかけを作り、家庭での読書活動を推進するもの。

### 2 保育園、幼稚園における取組

保育園や幼稚園では、保育士や幼稚園教諭、ボランティアによる読み聞かせが日常的に行われています。そして、劇遊びや運動会等を読書と関連付けて、子どもたちに絵本やおはなしの楽しさを実感させる取組も行っています。

幼いころから読書の基礎づくりをし、読書が楽しいものと思えるよう、これからも読み聞かせを中心に進めていくとともに、家庭での読み聞かせが根付くよう保護者への働きかけも積極的に行っていく必要があります。

### 3 学校における取組

小、中学校では、学校支援ボランティア(\*3)や保護者、地域の方による朝読書や昼休みのおはなし会が定期的に行われています。また、平成26年12月からは学校司書(\*4)が1名配置され、学校支援ボランティアや町立図書館の司書(\*5)との連携及び学校図書館システムの導入によって、学校図書館の環境整備が進みました。

「子ども読書調査」では「一か月間に学校図書館を利用したことがある」と答えた小学4～6年生が70%と前回調査より20ポイント増えました。中学生でもその数字は20%と前回調査時より4ポイント増えましたが、さらに多くの生徒に利用されることが望まれます。

また、利用しない理由として小、中学生とも「読みたい本がない」、「時間がない」をあげています。子どもの読書離れを防ぐために、子どもにとって一番身近な図書館である学校図書館の充実を図り、活性化させていくことが必要です。

\*3 学校支援ボランティア…学校の教育活動に地域の教育力を生かすため、保護者・地域人材・団体・企業等がボランティアとして学校をサポートする活動。

\*4 学校司書…学校で勤務する司書の資格を持つ専門職員。司書教諭を補佐し、学校図書館機能の充実と活性化のために、市町村が独自に配置している。

\*5 司書…図書の分類整理、利用者のニーズに応じた情報提供サービス等の図書館業務を行う専門職員。

### 4 町立図書館における取組

図書館では、ブックスタート、セカンドブック、おはなし会、図書館クラブ、学校巡回文庫、ヤングアダルト(YA)(\*6)コーナーの設置、「たくさんよんだね手帳」(\*7)を発行し、借りた本の書名等を印字・配布するサービス、中学校への団体貸出、小、中学校への出前ブックトーク、学校司書との連携による学校図書館の活性化等さまざまな取組を実施しました。その結果、児童書の貸出冊数の増加や小、中学生の不読者率の減少等、徐々に成果が表れてきています。町立図書館における子ども(0～18歳)の利用者数は第二次計画開始時より減少していますが、(平成27年度の0～18歳の利用者数は平成24年度より約15%減)需要そのものは高いと思われるので、それに応えられるだけの資料の整備とともに、子どもたちが来館したくなる図書館の環境づくりや、読み手の年代等に合わせたうちどくブックガイド(\*8)の活用など、児童サービスの効果的な取組が必要です。

\*6 ヤングアダルト(YA)…13歳から20歳ぐらいの若者を指す言葉。子どもの本では物足りない、大人の本は何を読めばよいかわからないという世代に向けて、図書館では「ヤングアダルト」向けの資料を提供したり、コーナーを設けたりすることがある。

\*7 たくさんよんだね手帳…町立図書館では平成27年から、借りた本の題名等をシールに印字し配布するサービスを開始した。「たくさんよんだね手帳」はそのシールを張ったり、読んだ本を自分で記入するための読書記録用冊子。町内の小学生全員に配布している。

\*8 うちどくブックガイド…乳・幼児から中・高校生までのグレード別おすすめブックガイド。家族一緒に読書を楽しんでもらうことを目的に、平成28年に湯河原町子ども読書活動推進協議会が作成し、町内の全園児及び小、中学生に配布している。

## 5 ボランティアによる取組

子どもの読書に関わるボランティア(学校支援ボランティアを含む)団体では、町立図書館、保育園、幼稚園、学校での読み聞かせや学校図書館の環境整備等を行っています。また、地域の子育て支援施設や学童保育所、地域文庫(\*9)においてもおはなし会を定期的で開催しています。

湯河原真鶴図書ボランティア連絡会(\*10)では、ボランティア同士の交流を図るとともに学習会を開催したり町立図書館が主催する研修会等に参加するなど研鑽を積んでいます。

学校支援ボランティアにおいては、学校・ボランティア間の調整が円滑に図られるよう、各学校の学校支援ボランティアコーディネーター(\*11)がその役割を果たしていくことが必要です。今後も、ボランティアとの協働による子どもの読書活動を進めるために、ボランティア活動を継続的に支援します。

\*9 地域文庫………民間の個人やグループが自由に設置し、児童図書を集め、地域の子どもたちに貸出、読み聞かせ、おはなし会などを行っている。

\*10 湯河原真鶴図書ボランティア連絡会…湯河原町と真鶴町の図書館・保育園・幼稚園・学校等で活動しているボランティア団体で構成され、各ボランティアの活動交流や自主研修等を行っている。平成18年に発足、現在は湯河原から6団体、真鶴から2団体が所属している。

\*11 学校支援ボランティアコーディネーター…支援を必要とする学校のニーズと支援をしたいボランティアの意思や提案を調整し、実際の活動につながるように調整する人材。

## 6 関係機関、団体等の連携、協力による取組

湯河原町子ども読書活動推進協議会(以下「推進協議会」という。)では学校、町立図書館、ボランティア、行政等が一堂に会し、子どもの読書活動について協議する中で、これまで「子ども読書まつり」、絵本の原画展、講演会、ボランティアの研修会等を行ってきました。

今後さらに、子ども読書に関係するあらゆる機関、団体等の連携が図られることが求められます。

## 第3章 子どもの読書活動推進のための方策

### 1 取組の重点

第二次計画の検証結果を踏まえ、第三次計画では次の3点を重点施策として位置づけ、取り組めます。なお、取組に【新規】とあるものは、平成29年度以降新たに推進するものです。

#### (1) 学校図書館の活性化

学校図書館には、子どもの心を育む自由な読書活動を支援する「読書センター」としての機能と、自発的、主体的な学習活動を支援する「学習・情報センター」としての機能があります。学校図書館がこれらの機能を果たし、子どもが利用しやすく、足を運びたくなる魅力ある図書館とするための整備を進めます。現在、学校図書館業務を行う学校司書は1名が配備され、町内の小、中学校4校を曜日ごとに巡回しています。子どもたちのニーズを的確に捉え、各校に配置された司書教諭(\*12)や町立図書館の司書と連携してきめ細かな学校図書館業務を行うために、学校司書の役割、有効性を検証し、充実を検討します。

\*12 司書教諭…学校図書館法によれば、12学級以上の学校に配置が義務付けられている、学校図書館の専門的職務を担う教員。

#### (2) うちどく（家読）の推進

子どもが本を読まない要因の一つに、大人の読書不足が挙げられます。子どもにとって最も身近な大人である保護者が本を読んでいる姿、読書を楽しんでいる姿を見せることは、子どもの読書意欲を高めるうえで効果が大きいと思われます。家族みんなで本を読む「うちどく（家読）(\*13)」を推進します。

「うちどく（家読）」は、家族みんなで好きな本を読み、読んだ本についてお互いに話すというものです。「うちどく（家読）」を進め、家庭での読書の習慣づくりと併せて読書を通したコミュニケーションを図ることで、家族の絆を深めることにもつながります。

\*13 うちどく（家読）…家族ふれあい読書の略語（造語）。家族みんなで読書をすることで家族のコミュニケーションを深めることを目的とした読書運動。



#### (3) 本を選ぶ力の育成

子ども読書調査の結果では、本を選ぶ方法を表紙や題名等外見的なイメージに求める子どもが多くいました。また、最近の傾向として、調べものをする際の手段にスマホやタブレットを利用する子どもも増えています。

子どもの読書環境が様変わりしているようです。自分が本当に読みたい本

を内容で選び、調べる手段がスマホやタブレットだけでなく、本や新聞・雑誌等も含めて得ることができれば、より深く内容が理解され、読書の幅は広がります。

本の内容をもとに、子どもの年代に合わせて作成した「うちどくブックガイド」等を活用し、子どもの本を選ぶ力の育成を推進するとともに、学習活動を通して情報活用能力を養います。

## 2 具体的な方策

### (1) 家庭への取組

「家庭教育はすべての教育の出発点」と言われるように、子どもと本との出会いも家庭から始まります。家庭への取組の中心は、子どもの成長における読書活動の大切さを、保護者にいかに理解してもらおうかということにあります。そのために、乳幼児期から本に触れる環境を整え、家族で読書を楽しむ習慣を作ることができるよう、関係機関と協力して家庭への働きかけを行います。

- ① 家族みんなで読書に親しむ「うちどく(家読)」を推進し、家庭での読書の環境づくりに取り組みます。
- ② 【新規】「うちどくブックガイド」やその他のおすすめ本リスト等を活用し、家族で読み合います。
- ③ 各種教室、講座、子育て関連施設、町広報、ホームページ等で、家庭における子どもの読書活動の重要性を啓発します。  
マタニティクラスでわらべうた、手あそび、読み聞かせを体験してもらい、乳幼児期からの働きかけの重要性を伝えます。
- ④ 子どもが本と出会うきっかけを作り、保護者へは子どもの読書について理解を図るために、生後4か月健診時にブックスタート事業を継続します。
- ⑤ ブックスタート事業のフォローアップとして、小学校入学時のセカンドブック事業を継続します。

### (2) 学校等における取組

#### ア 保育園、幼稚園

この時期の子どもは、初めての集団生活の中で、保育士や幼稚園教諭から読んでもらう絵本、おはなし、紙芝居の世界を体感しながら、豊かな言葉を育んでいきます。日常の保育や教育の中に積極的に読書活動を取り入れ、子どもの本への興味、関心の芽を育てます。

- ⑥ **【新規】**「うちどくブックガイド」をはじめとするおすすめ本リストを活用し、子どもがさまざまな本に出会える機会を作ります。
- ⑦ 保育士や幼稚園教諭、ボランティアによるおはなし会を行います。
- ⑧ 保護者に対し、読み聞かせの大切さを関係者が伝えるとともに、家庭での読み聞かせを保護者へ働きかけます。
- ⑨ 子どもたちが自ら本を手にとれるよう、配置の工夫等図書コーナーを充実させます。
- ⑩ 絵本や図鑑等を、保護者や園児に貸出し、親子で読書を楽しむ「うちどく（家読）」を推進します。
- ⑪ 保育士や幼稚園教諭が町立図書館や関連機関で開催される読書に関する研修会等に参加する機会を増やします。

## イ 小、中学校

司書教諭や図書担当教諭、学校司書が連携して学校全体で読書活動を推進します。また、町立図書館や学校支援ボランティアとの連携により、学校と地域が協力して、子どもたちの読書意欲を高めるよう細やかな読書指導を進めます。

- ⑫ **【新規】**「うちどくブックガイド」をはじめとするおすすめ本リストを活用し、子どもたちがさまざまな本に出会う機会を作ります。
- ⑬ 朝読書等により、読書時間の確保に努めます。また、読みたい本を身近に置き、いつでも読むことができるよう、読書の機会を増やします。（例 本を入れる袋（ブックバッグ）などを用意する。）
- ⑭ 学校図書館と子どもたちを結びつけるために、読書相談や調べ学習の充実を図り、情報活用能力を育てます。
- ⑮ 子どもたちへの読書指導と学校図書館の利用指導を行います。
- ⑯ 学校図書館の活性化を図ります。
  - a 子どもがいつでも利用でき、行きたくなるような学校図書館を目指します。
  - b 子どもたちのニーズを把握しつつ質の高い本、学習に役立つ本を収集し、蔵書を充実させます。
  - c 本の修理や利用されない古い本の廃棄を進め、蔵書を整備します。
  - d 探しやすい本の配置や、子どもがゆっくりと読書することができる空間を作ります。
  - e **【新規】**司書教諭や図書担当教諭、学校司書が連携し、学校図書館の活性化を推進します。
  - f 町立図書館や学校支援ボランティアと連携して、環境整備・運営の充実を図ります。
  - g **【新規】**蔵書管理システムを活用し、子どもたちの読書活動を支援しま

す。また、町立図書館と学校図書館の蔵書管理データのネットワーク化を検討します。

- ⑰ 町立図書館や学校支援ボランティアと連携して、ブックトーク (\*14) や読み聞かせ等、読書活動の充実を図ります。
- ⑱ 図書委員や図書系の活動を支援し、子どもの主体的な取組を促します。
- ⑲ 学校での子どもたちの読書活動の様子を家庭へ知らせたり、「うちどく(家読)」を推進したり、家庭やPTAと連携して取組を進めます。
- ⑳ 【新規】小、中学校の教諭や学校司書が町立図書館や関連機関で開催される読書に関する研修会等に参加する機会を増やします。

\*14 ブックトーク…一つのテーマに基づいて、何冊かの本を一定のシナリオに沿って紹介する技法で、聞き手に「その本の面白さを伝え、読んでみたいという気持ちを起こさせる」ために行われる。小学校3年生ぐらいからがブックトークに適した年齢で、中学生はブックトークの最適年齢。また、親向けの読み聞かせのためのブックトークもある。

### (3) 地域における取組

#### ア 町立図書館

町立図書館は、地域における子どもの読書活動推進の中心的な役割を果たします。しかし、子ども読書調査では「一か月間に町立図書館を利用したことがない」という小学4年生～中学3年生が68.5%となっています。利用しない理由は、「時間がない」、「場所が遠い」、「読みたい本がない」というものでした。学校巡回文庫や団体貸出等、子どものいる場所へ出向くサービスを充実します。また読書離れが進む世代への取組も推進します。

- ⑳ 児童、青少年へのサービスの充実を図ります。
  - a 子どもの年代、発達段階にあわせた取組を行います。
  - b 子どもが読書しやすく、居ごちの良い児童コーナーを作ります。
  - c 子どものニーズを把握し、ヤングアダルト(YA)コーナーを充実させます。
  - d 【新規】「うちどくブックガイド」等、おすすめ本リストを活用し、子どもが質の良い本を自ら選ぶことができるよう関係機関と協力します。
  - e 特別な支援を必要とする子どもへのサービスの充実を図ります。
- ㉑ 保育園、幼稚園、学校での読書活動を支援します。
  - a 調べ学習への対応、レファレンスサービス (\*15)を充実させます。
  - b アウトリーチのサービス (\*16)を充実させます。
  - c 団体貸出を定期的に行います。
  - d 司書教諭や図書担当教諭、学校司書、学校支援ボランティアと連携して学校図書館の整備を進めます。
  - e 各学校との蔵書管理データのネットワーク化を進めます。
- ㉒ ボランティア入門講座、読み聞かせの研修等、ボランティアへの支援と育成を図ります。

- ②④ 子育て支援担当部署と連携した取組を行います。
- ②⑤ 地域及び家庭への啓発や情報発信を積極的に進めます。
  - a 町広報、ホームページ等を活用し、子どもの読書活動への周知を図ります。
  - b 【新規】「子ども読書の日」や「読書週間」に合わせ、「うちどくブックガイド」等を活用し、子どもの読書活動に関心を高めるような取組を行います。

\*15 レファレンスサービス…参考調査、参考業務などとも呼ぶ。図書館の利用者が情報・資料などを求めた際に、司書が情報や資料を検索・提供・回答するサービス。

\*16 アウトリーチのサービス…公的機関、公共的文化施設などが行う地域への出張サービス。子どもたちを対象にした図書館のアウトリーチ活動は、将来の図書館利用者を育てることにもつながる。

## イ その他

子どもに関わる様々な施設や団体と協力し、あらゆる機会をとおして子どもと本をつなぐ取組を進めます。

- ②⑥ 地域の子育て支援関連施設等と連携した取組を行います。
  - a 子育てサロンや育児サークルでのおはなし会を開催します。また、来室保護者への啓発を図ります。
  - b 学童保育所や放課後子ども教室(\*17)でおはなし会を行います。
- ②⑦ 子ども会やジュニアリーダーと連携した取組を行います。
- ②⑧ 地域文庫への支援を行います。

\*17 放課後子ども教室…子どもの放課後の居場所づくりとして取り組んでいる事業。子どもたちが放課後を安全に安心して過ごせるように、小学校の余裕教室等を活用して、地域住民（安全指導員・学習アドバイザー）と一緒に学習や企画行事、自由遊び（運動や昔遊び等）をして過ごしている。湯河原町では、東台福浦小学校で「そよかぜきょうしつ」を、湯河原小学校で「放課後まなび教室」を、それぞれ全児童を対象に登録制で開室している。

## (4) 関係機関、団体等の連携、協力

本計画の推進にあたり、教育委員会を中心に町立図書館及び関係部署が連携し、また、家庭、保育園、幼稚園、学校、及びボランティア等が協力して、全町一体となって取組を進めます。

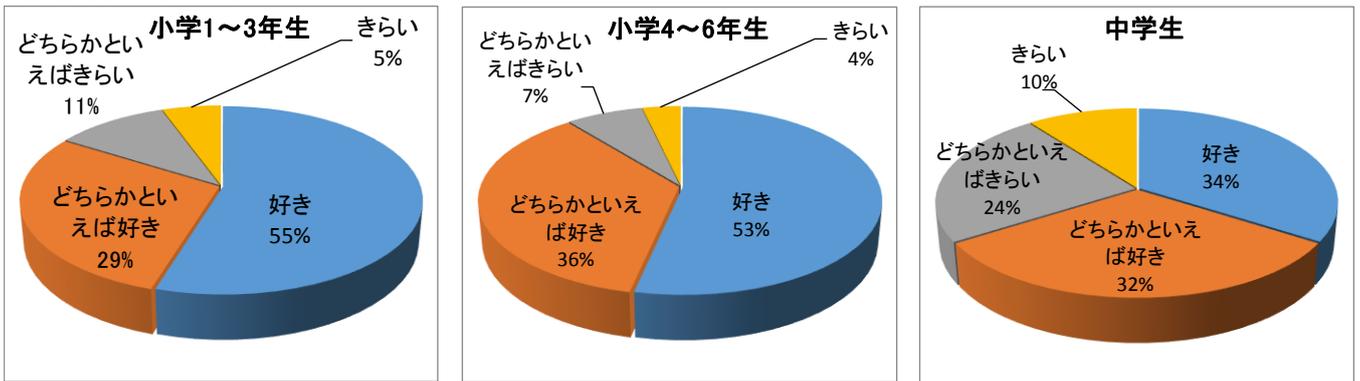
- ②⑨ 湯河原町子ども読書活動推進協議会を引き続き設置し、子どもの読書推進に関わる意見や情報の交換を行うとともに、本計画の進捗について確認し、必要な見直しと改善を行います。
- ③⑩ 県、近隣市町の関係機関等と連携し、情報交換やボランティア同士の交流を図ります。

# 平成28年度 湯河原町子ども読書調査結果

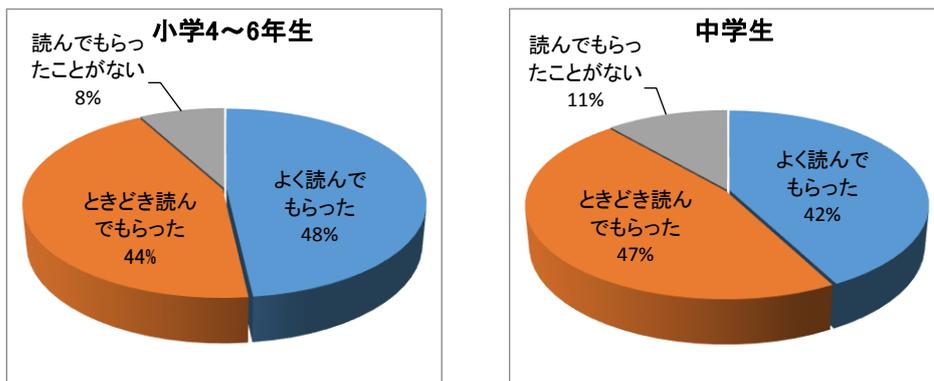
- 1 調査対象 町内の小学校児童及び中学校生徒
- 2 調査方式 標本調査(各学校において学年ごとに1学級を抽出)  
無記名回答方式
- 3 調査時期 平成28年6月
- 4 回収数 小学生:1年 66人、2年 54人、3年 80人、4年 89人、5年 86人、6年 78人  
合計 453人  
中学生:1年 34人、2年 31人、3年 32人  
合計 97人

## 5 調査結果

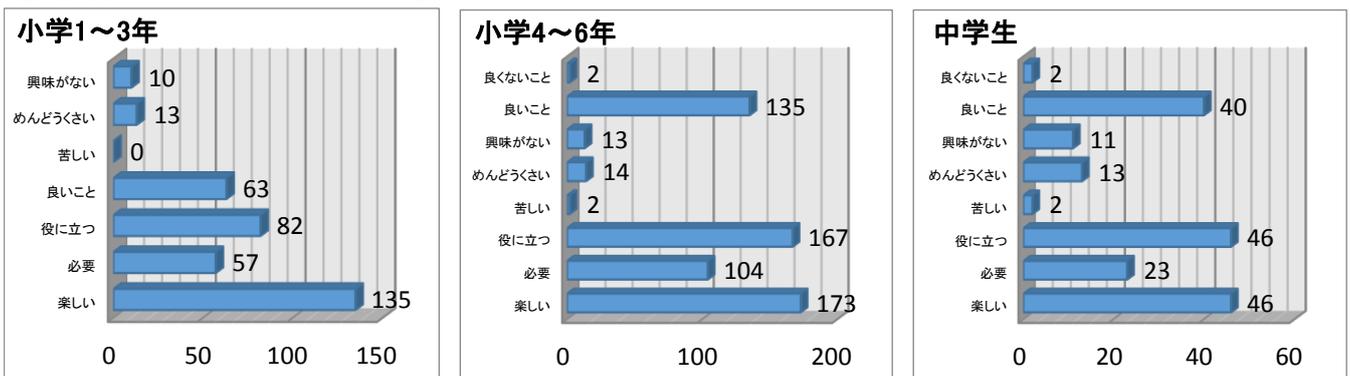
### ① 読書は好きですか？



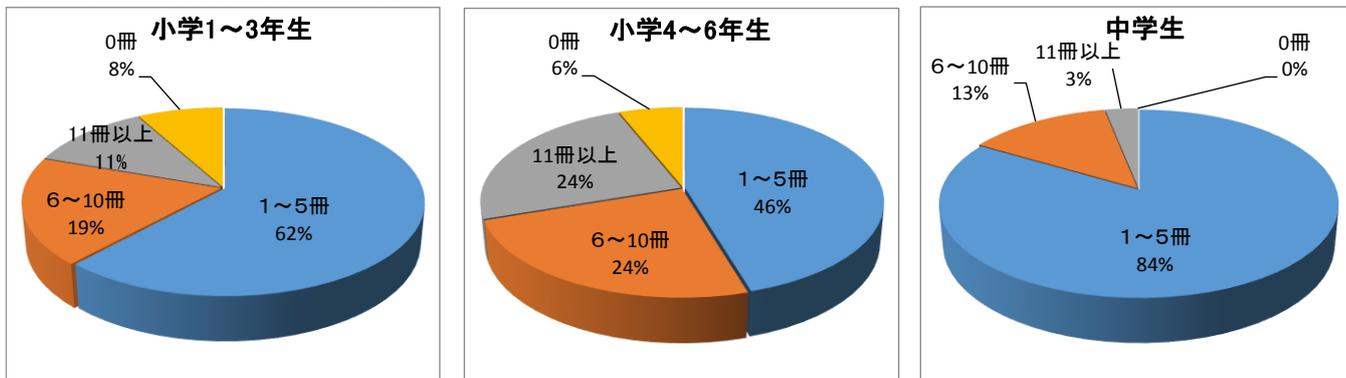
### ② 家の人に本を読んでもらいましたか？



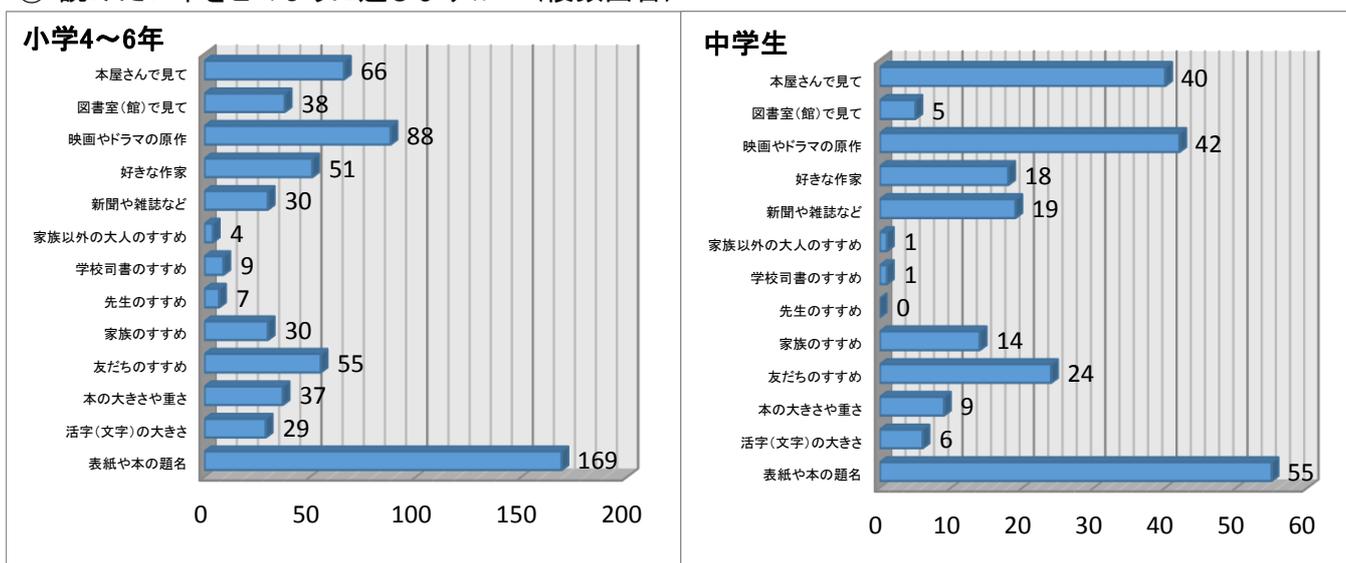
### ③ 読書についてどんなイメージを持っていますか？(複数回答)



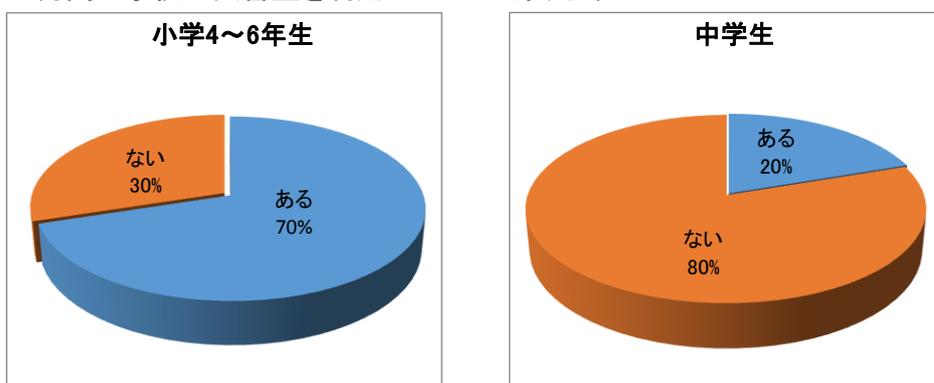
④ 5月の1か月間に何冊の本を読みましたか？



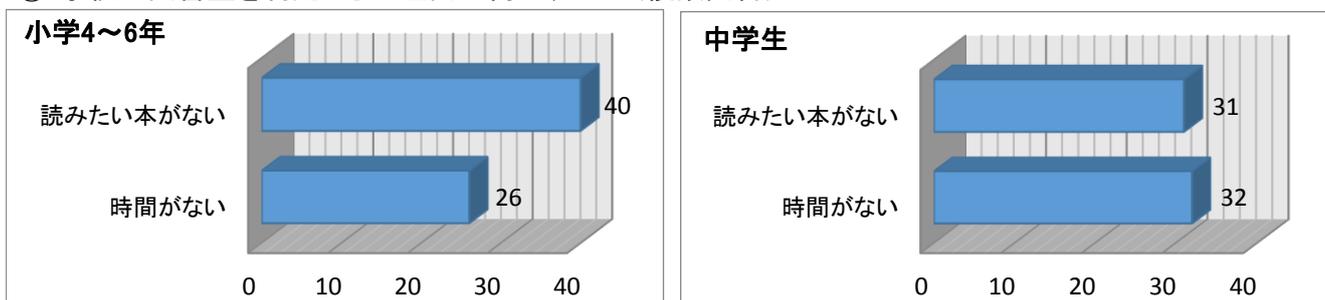
⑤ 読みたい本をどのように選びますか？(複数回答)



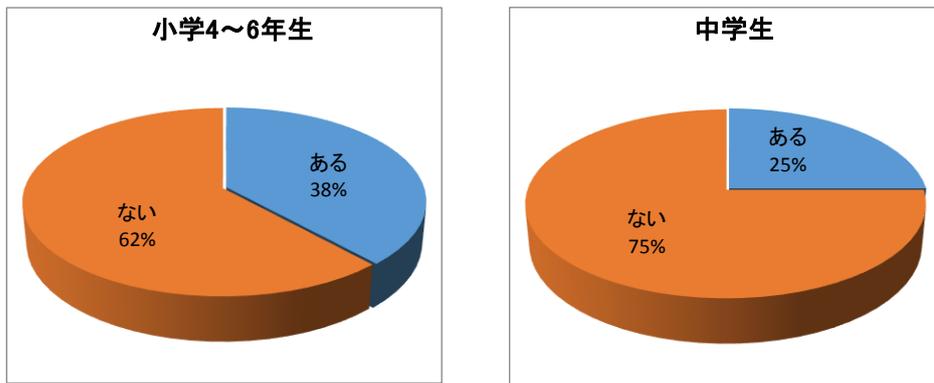
⑥ 5月の1か月間に学校の図書室を利用したことがありますか？



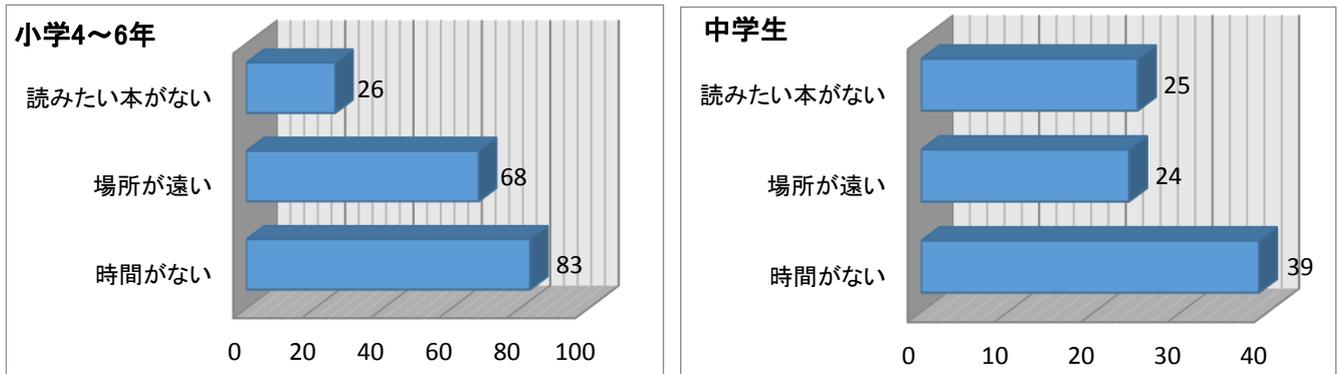
⑦ 学校の図書室を利用しない理由は何ですか？(複数回答)



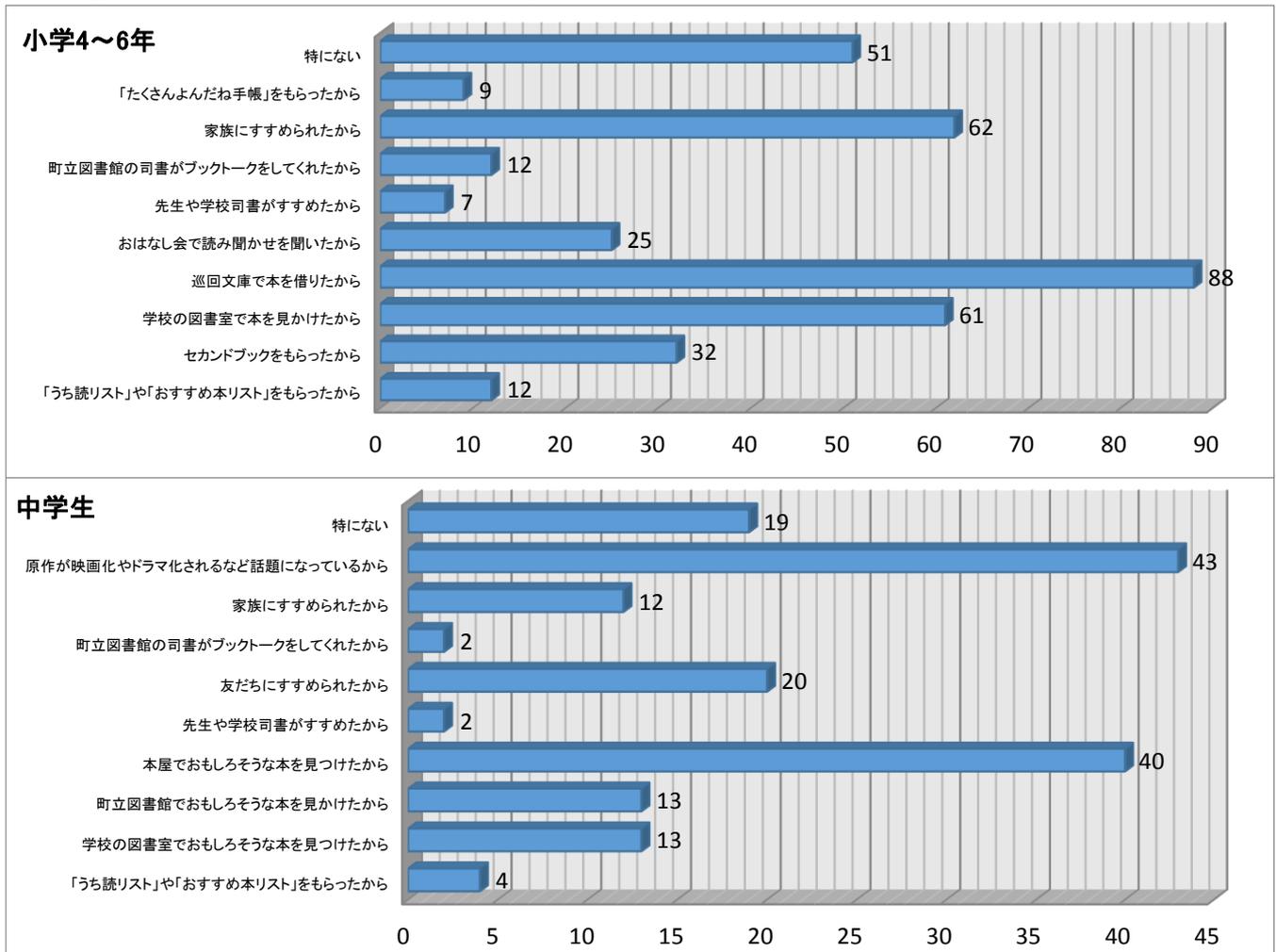
⑧ 5月の1か月間に町の図書館を利用したことがありますか？



⑨ 町の図書館を利用しない理由は何ですか？（複数回答）

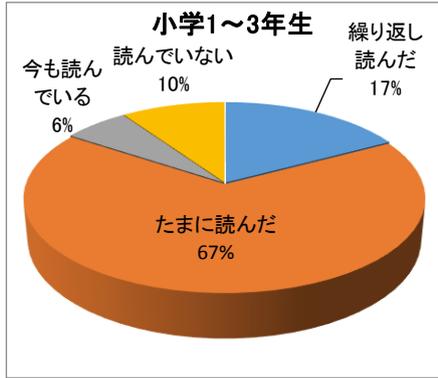


⑩ 本を読もうとしたきっかけは何ですか？（複数回答）

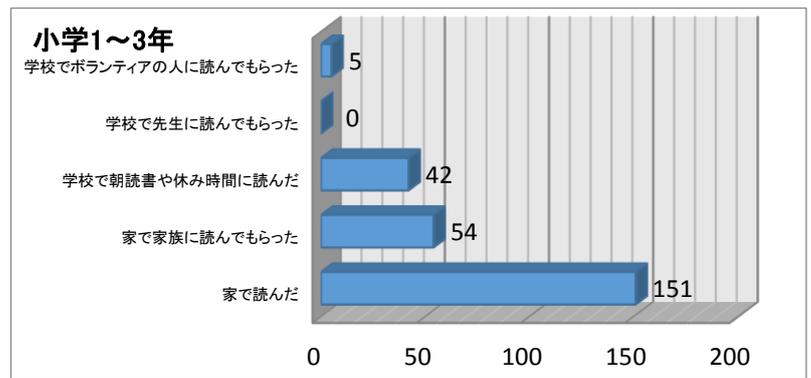


小学1～3年生のみ

セカンドブックの本を読みましたか？

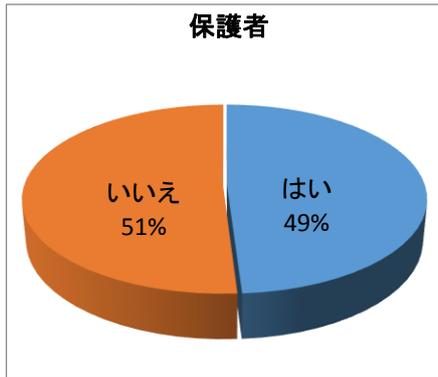


セカンドブックをどこで読みましたか？(複数回答)

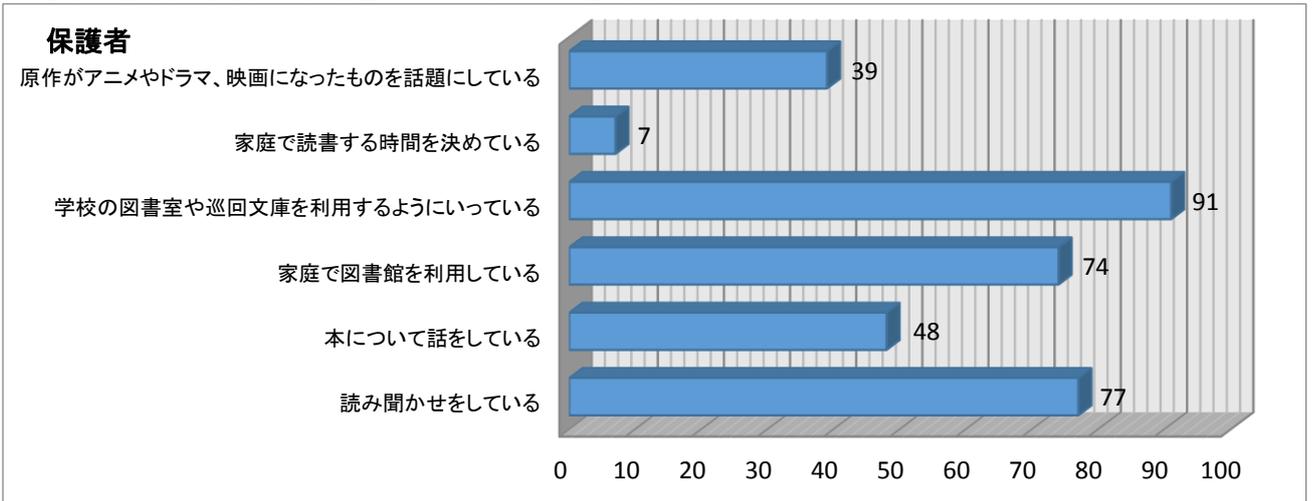


小学1～3年生の保護者に質問

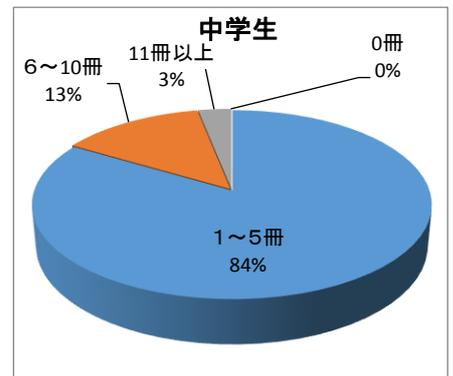
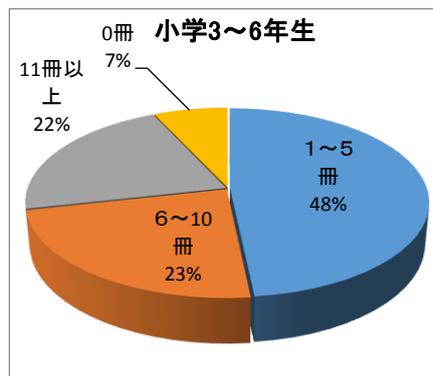
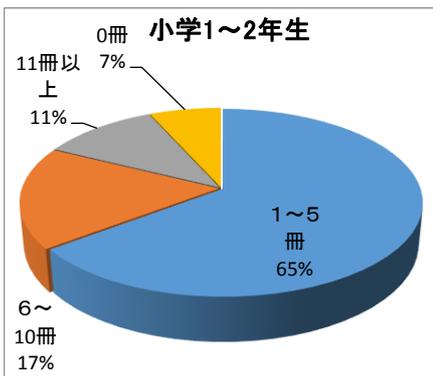
本の読み聞かせをしましたか？



ご家庭で読書に関する活動をしていますか？(複数回答)



(参考)5月の1か月間に何冊の本を読みましたか？



# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

## (目的)

第 1 条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## (基本理念)

第 2 条 子ども（おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## (国の責務)

第 3 条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (事業者の努力)

第 5 条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## (保護者の役割)

第 6 条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## (関係機関等との連携強化)

第 7 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## (子ども読書活動推進基本計画)

第 8 条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。  
(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、4月23日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 湯河原町子ども読書活動推進協議会規約

(目的)

第1条 「湯河原町子ども読書活動推進協議会」(以下、「協議会」という)は、湯河原町における子どもの読書活動を有機的・総合的に推進することを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について取り組む。

- (1) 湯河原町における子どもの読書活動を推進するための協議に関すること
- (2) 湯河原町における子どもの読書活動を推進するための連絡調整に関すること
- (3) 湯河原町における子どもの読書活動を推進するための事業の実施に関すること。
- (4) その他湯河原町における子どもの読書活動の推進に関して必要なこと。

(構成)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者から16名以内をもって構成する。

- (1) 子ども読書にかかわる民間グループ等の会員
  - (2) 湯河原町内の幼稚園、保育園、小学校及び中学校の教職員
  - (3) その他会長が必要と認める者
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- 2 会長 1名
- 3 副会長 1名

(役員を選出)

第5条 会長は、委員の互選によって選出する。

- 2 副会長は、会長が委員の中から指名する。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が召集し、議長を務める。

(意見聴取)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、図書館に置く。

(会長への委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 湯河原町子ども読書活動推進協議会委員名簿

職 名	氏 名	備 考
<b>会長</b>	金 子 依 子	おはなし「わん：わんわん」
<b>副会長</b>	杉 山 崇 丸	湯河原中学校図書ボランティア
	足 利 みどり	あしかが文庫
	木 村 千佳代	吉浜小学校学校支援ボランティア
	平 山 智 子	東台福浦小学校学校支援ボランティア
	内 田 有 子	おはなし「ゆーえん」
	岡 田 やよい	子ども会育成団体連絡協議会
	小清水 晴 美	町立図書館児童サービスボランティア
	力 石 久 子	保育園長会（おにわ保育園長）
	肥 後 歩	湯河原小学校
	曾 我 洋 王	吉浜小学校
	飯 田 沙 織	東台福浦小学校
	杉 山 比登美	湯河原中学校
	渡 井 克 昌	校長会（湯河原中学校長）
	柏 木 克 己	参事 学校教育課長事務取扱

（任期 平成28年4月1日から平成30年3月31日まで）



### 第三次湯河原町子ども読書活動推進計画

【発行】湯河原町教育委員会

【編集】湯河原町立図書館

〒259-0301 神奈川県足柄下郡湯河原町土肥 1-4-13

電話 0465-63-4155

Eメール：tosyokan@town.yugawara.kanagawa.jp